

**第78回国民スポーツ大会冬季大会**  
**スケート競技会・アイスホッケー競技会**  
**苫小牧市実行委員会 設立総会**

日 時：令和4年12月16日（金）14時00分  
場 所：白鳥王子アイスアリーナ

< 次 第 >

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 経過報告
- 4 議 事

(1) 議案第1号 大会概要（案）、基本方針（案）、競技会日程（案）  
について

(2) 議案第2号 苫小牧市実行委員会会則（案）、実行委員会組織図（案）  
について

(3) 議案第3号 実行委員会役員（案）について

(4) 議案第4号 事務局規則（案）について

(5) 議案第5号 令和4年度事業計画（案）について

(6) 議案第6号 令和4年度予算（案）について

- 5 その他
- 6 閉 会

# 第78回国民スポーツ大会冬季大会 スケート競技会・アイスホッケー競技会経過報告

## 1 令和4年10月31日 苫小牧市公表概要

- (1) 大会名：第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会
- (2) 主催：(公財)日本スポーツ協会、文部科学省、北海道、苫小牧市、  
(公財)日本スケート連盟、(公財)日本アイスホッケー連盟
- (3) 開催地：北海道（苫小牧市）
- (4) 開催競技：スケート競技（スピード・フィギュア・ショートトラック）  
アイスホッケー競技
- (5) 開催時期：令和6年1月～2月

## 2 経過（概要）

年 月 日	内 容
令和4年 7月11日	苫小牧市・苫小牧スケート連盟・苫小牧アイスホッケー連盟から北海道に対して本市での大会開催を要請
令和4年10月31日	北海道から苫小牧市に対して開催地決定の通知
令和4年11月21日	苫小牧市総合政策部に国民スポーツ大会準備室を設置
令和4年12月 9日	令和4年度第3回日本スポーツ協会国民体育大会委員会において北海道（苫小牧市）開催の最終決定
令和4年12月16日	第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会設立総会を開催

## 第78回国民スポーツ大会冬季大会 スケート競技会・アイスホッケー競技会概要（案）

### 1 大会名

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会

### 2 目的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

### 3 主催

(公財) 日本スポーツ協会、文部科学省、北海道、苫小牧市、  
(公財) 日本スケート連盟、(公財) 日本アイスホッケー連盟

### 4 開催競技

スケート競技（スピード・フィギュア・ショートトラック）  
アイスホッケー競技

### 5 日程

令和6年1月27日（土）～ 令和6年2月3日（土）（8日間）

### 6 参加人数

47都道府県 約2,000人  
(選手・監督 約1,600人、大会役員等 約400人)

# 第 78 回国民スポーツ大会冬季大会

## スケート競技会・アイスホッケー競技会基本方針（案）

### 1 基本方針

「第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会」は、苫小牧市の魅力を全国に発信するとともに、雄大な樽前山の麓、広大な太平洋に臨んだ、清新で活力あふれる苫小牧にふさわしい実りある大会を目指します。

また、この大会の開催を契機に、苫小牧市民はスポーツを愛し、スポーツを通じて健康でたくましい心と体をつくり、豊かで明るい都市を築くため、「苫小牧市スポーツ都市宣言」を全国に発信します。

### 2 実施目標

- (1) アマチュアリズムとスポーツ精神を基本として、国民スポーツ大会の原点に立ち、質素なうちにも真心あふれる大会とする。また、氷都にふさわしい舞台で、全国の氷の精鋭が感動を呼び起こす、思い出深い大会とする。
- (2) 北海道、苫小牧市、関係機関及び団体との緊密な連携と協力のもと、大会の運営及び新型コロナウイルス感染対策に万全を期し、大会を成功に繋げる。
- (3) 苫小牧市の魅力を広く全国に発信するとともに、会場を訪れる選手や観客、大会関係者を歓迎し、大会を通じて友情と交流の輪を広げる。
- (4) 大会開催を契機として、青少年への夢を育み、苫小牧市民が広くスポーツに親しむ気運を高め、「スポーツ都市宣言」とまこまいの一層の進展を図る。

## 競技会日程（案）

会 場 地	式典・競技	日程							会 場		
		令和6年1月					令和6年2月				
		27	28	29	30	31	1	2		3	
		土	日	月	火	水	木	金		土	
苦 小 牧 市	開始式	PM ◎								苦小牧市民会館	
	表彰式								PM ◎	白鳥王子アイスアリーナ	
	ス ケ ー ト	スピードスケート		○	○	○	○				ハイランドスポーツセンター
		ショートトラック		○	○						新ときわスケートセンター
		フィギュア		○	○	○	AM ○				白鳥王子アイスアリーナ
	ア イ ス ホ ッ ケ ー	少年の部					PM ○	○	○	○	白鳥王子アイスアリーナ
							○	○	○	○	ダイナックス沼ノ端アイスアリーナ
	成 年 の 部	成年の部					PM ○	○	○	○	白鳥王子アイスアリーナ
						○	○	○	○	○	ダイナックス沼ノ端アイスアリーナ
						○	○				新ときわスケートセンター

※競技日程、会場は調整中のため、今後、変更になる場合があります。

## 第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 苫小牧市実行委員会会則（案）

### 第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会  
苫小牧市実行委員会」（以下、「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競  
技会」（以下、「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- （2）競技会における競技実施に関すること。
- （3）競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- （4）競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- （5）関係競技団体、関係団体及び関係機関（以下「関係団体等」という。）との連絡調整に関する  
こと。
- （6）前各号に掲げるもののほか、実行委員会の目的達成に必要な事業に関すること。

### 第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）苫小牧市を代表する者
- （2）苫小牧市議会を代表する者
- （3）関係団体等を代表する者
- （4）前各号に掲げる者のほか、会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に次に掲げる役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）委員 若干名
- （4）監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、苫小牧市長をもって充てる。

- 2 副会長は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 委員は、常任委員会を構成し、第13条第8項に掲げる事項を審議し、決定する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され解散するときまでとする。ただし、委員等が就任時にそれぞれ所属していた機関又は関係団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員等並びに顧問及び参与は、無報酬とする。

- 2 委員等並びに顧問及び参与が会務のため出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、総会及び常任委員会の出席に要する経費については、この限りでない。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第11条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

(総会)

第12条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
  - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) 実行委員会の解散及び財産の処分に関すること。
  - (7) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員が、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わる場合は、出席とみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第13条 常任委員会は、会長が委嘱した委員をもって構成する。

- 2 常任委員会は、総会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を総会に報告する。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、常任委員会に関して必要な事項は、総会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。
- 5 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 6 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 7 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。
- 8 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 常任委員会の設置並びに常任委員会への付託及び委任事項に関すること。
  - (3) 総会を招集する時間的余裕がなく、緊急な事項に関すること。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 9 前条第6項及び第7項の規定は、総会について準用する。
- 10 常任委員会は、第8項の規定により審議し、決定した事項を次の総会に報告する。
- 11 前10項の定めるもののほか、常任委員会に関して必要な事項は、総会に諮った上で、会長が別に定める。



## 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会(以下「総会等」という。)を招集する時間的余裕がないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及び補助金並びにその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときに解散し、解散時に有する残余財産は処分するものとする。

## 第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この会則は、令和 年 月 日から施行する。

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会  
苫小牧市実行委員会

〔 総会から常任委員会への委任事項 〕

「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会」苫小牧市実行委員会会則第12条第4項第5号の規定に基づく、総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 総務に関すること。
- 2 歓迎・接待に関すること。
- 3 競技・式典に関すること。
- 4 宿泊・輸送・医療に関すること。
- 5 その他開催準備に関すること。

## 第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 苫小牧市実行委員会 常任委員会規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会会則（令和4年12月16日制定）第13条第11項の規定に基づき、第78回国民スポーツ大会苫小牧市実行委員会常任委員会（以下「常任委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（常任委員会の種類等）

第2条 常任委員会の種類並びに第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会総会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 各常任委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、常任委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるとき、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第5条 委員会は、運営上必要があるときは部会を設けることができる。

2 部会は、委員長が委嘱した者をもって構成する。

（委任）

第6条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

（施行期日）

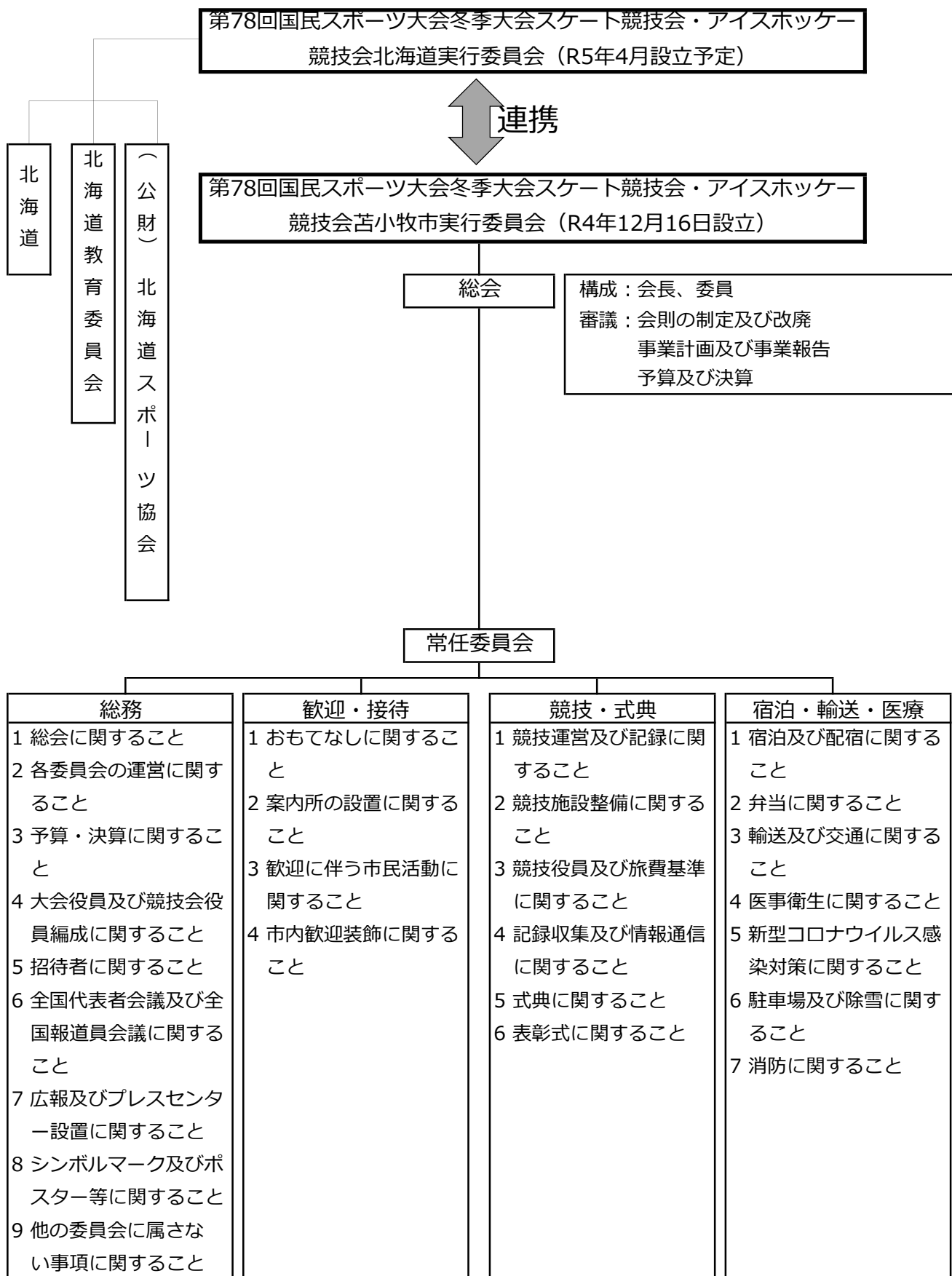
この規則は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

総会から常任委員会への付託事項及び委任事項

委員会名	付託事項	委任事項
総務委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総会に関すること</li> <li>2 各委員会の運営に関すること</li> <li>3 予算・決算に関すること</li> <li>4 大会役員及び競技会役員編成に関すること</li> <li>5 招待者に関すること</li> <li>6 全国代表者会議及び全国報道員会議に関すること</li> <li>7 広報及びプレスセンター設置に関すること</li> <li>8 シンボルマーク及びポスター等に関すること</li> <li>9 他の委員会に属さない事項に関すること</li> </ol>	左記付託事項のうち事業の実施に関すること
歓迎・接待委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 おもてなしに関すること</li> <li>2 案内所の設置に関すること</li> <li>3 歓迎に伴う市民活動に関すること</li> <li>4 市内歓迎装飾に関すること</li> </ol>	左記付託事項のうち事業の実施に関すること
競技・式典委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営及び記録に関すること</li> <li>2 競技施設整備に関すること</li> <li>3 競技役員及び旅費基準に関すること</li> <li>4 記録収集及び情報通信に関すること</li> <li>5 式典に関すること</li> <li>6 表彰式に関すること</li> </ol>	左記付託事項のうち事業の実施に関すること
宿泊・輸送・医療委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊及び配宿に関すること</li> <li>2 弁当に関すること</li> <li>3 輸送及び交通に関すること</li> <li>4 医事衛生に関すること</li> <li>5 新型コロナウイルス感染対策に関すること</li> <li>6 駐車場及び除雪に関すること</li> <li>7 消防に関すること</li> </ol>	左記付託事項のうち事業の実施に関すること

# 第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 苫小牧市実行委員会組織図（案）



## 第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会

## 苫小牧市実行委員会役員（案）

役職名	所属団体名	所属役職	氏名
会長	苫小牧市	市長	岩倉 博文
副会長	苫小牧市スポーツ協会	会長	高木 英克
副会長	苫小牧商工会議所	会頭	宮本 知治
副会長	苫小牧観光協会	会長	市町 峰行
副会長	苫小牧スケート連盟	会長	千葉 浩次
副会長	苫小牧アイスホッケー連盟	会長	岩倉 圭彦
副会長	苫小牧市大会等誘致推進協議会	会長	藤田 健次郎
副会長	苫小牧市	副市長	木村 淳
副会長	苫小牧市教育委員会	教育長	福原 功
副会長	苫小牧市議会	議長	板谷 良久
委員	苫小牧観光協会	専務理事	永井 孝佳
委員	苫小牧市スポーツ協会	専務理事	本間 貞樹
委員	苫小牧市大会等誘致推進協議会	副会長	佐藤 聰
委員	苫小牧市スポーツ推進委員会	副会長	久野 利廣
委員	苫小牧市総合政策部	部長	町田 雅人
委員	苫小牧市教育委員会教育部	部長	山口 朋史
監事	苫小牧スケート連盟	監事	中野 明彦
監事	苫小牧アイスホッケー連盟	理事長	藤岡 照宏

(順不同・敬称略)

## 常任委員会名簿（案）

委員会	所属団体名	所属役職	氏名
総務	苫小牧市総合政策部	部長	町田 雅人
歓迎・接待	苫小牧観光協会	専務理事	永井 孝佳
競技・式典	苫小牧市スポーツ協会	専務理事	本間 貞樹
宿泊・輸送・医療	苫小牧市大会等誘致推進協議会	副会長	佐藤 聰

※状況に応じて委員等を増員する場合があります。

## 第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 苫小牧市実行委員会事務局規則（案）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規則は、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会（以下「実行委員会」という。）会則第15条第2項の規定に基づき、事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （設置）

第2条 実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、苫小牧市総合政策部国民スポーツ大会準備室内に置く。

#### （業務）

第3条 事務局は、実行委員会に関する業務を処理する。

#### （職員）

第4条 事務局に、別表第1の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる苫小牧市職員をもって充てる。

2 前項の職員のほか、必要に応じ、事務局に会計年度任用職員等を置くことができる。

3 前2項の職員（以下「職員」という。）は、実行委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

#### （職務）

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局員は、上司の命を受け、事務に従事する。

### 第2章 事務の処理

#### （決裁事項）

第6条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- （1）総会の招集に関すること。
- （2）総会の付すべき事項に関すること。
- （3）実行委員会の委員等の委嘱等に関すること。
- （4）実行委員会の規定等の制定改廃に関すること。
- （5）会議の決定に基づく予算の執行及び契約の締結に関すること。

(専決事項)

第7条 事務局長及び事務局次長は、会長の権限に属する事務のうち、別表第2に掲げる事項を専決することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例である事項については、あらかじめ会計責任者等の上司の指示を受けなければならない。

(代理決裁)

第8条 会長の権限に属する事務について、会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する副会長がその事務の代理決裁することができる。

- 2 専決権者が不在のときは、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げるものが決することができる。
- 3 代理決裁しようとする事務が、重要もしくは異例のもの又は疑義のあるものであるときは、前項の規定にかかわらず代理決裁することができない。

(文書記号及び番号)

第9条 文書には、「苦国ス実」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りではない。

## 第4章 公印

(文書の保存)

第10条 実行委員会の公印の名称、形状、寸法、書体及び用途は、別表第4のとおりとする。

- 2 前項に定める公印は、事務局長が管理する。

## 第5章 財務

(旅費及び費用弁償)

第11条 職員の旅費の額及びその支給方法については、苦小牧市職員等の旅費支給条例（昭和26年2月20日条例第4号）の例による。ただし、会務上の必要（時間的効率が優先される場合、事務局外の関係者等と同行する場合等）、出張の性質、または天災その他やむを得ない事由がある場合は、実費によって支給することがある。

- 2 実行委員会の委員等が会務のため出張したときは、その出張について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、苦小牧市職員等の旅費支給条例の例による。

(予算)

第12条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

- 2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき、予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。



(決算)

第13条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会長は、監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納責任者)

第14条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納責任者を置く。

2 出納責任者は、事務局長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第15条 現金の出納は、会計責任者が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(その他財務に関する取扱い)

第16条 この規則に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、事務局長が別に定める。

## 第6章 補 則

(委任)

第17条 この規定に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

会計責任者	国民スポーツ大会準備室室長
事務局長	国民スポーツ大会準備室副主幹のうち、室長があらかじめ指名する者
事務局次長	国民スポーツ大会準備室職員のうち、室長があらかじめ指名する者
事務局員	国民スポーツ大会準備室職員

別表第2（第7条関係）

事項	事務局長	事務局次長
(1)申請、届出、通知、照会、回答、報告に関する事	重要なもの	軽易なもの
(2)会計年度任用職員等の任免に関する事		○
(3)会計年度任用職員等の服務に関する事		○
(4)事務の分担に関する事	○	
(5)出張命令に関する事	実行委員会の委員等、事務局長、事務局次長	事務局員、会計年度任用職員等
(6)工事又は製造の請負に関する事	1件の予定価格が3,000万円以下のもの	1件の予定価格が500万円以下のもの
(7)物品の購入、賃貸借、修理及び業務委託に関する事	1件の予定価格が2,000万円以下のもの	1件の予定価格が100万円以下のもの
(8)前2号以外の契約等に関する事	重要なもの	軽易なもの
(9)予算の流用及び配当替えに関する事		○

別表第3（第8条関係）

専決権者	代理決裁者
会計責任者	事務局長
事務局長	事務局次長
事務局次長	事務局員のうちあらかじめ指名する者

別表第4（第10条関係）

公印の名称	形状	寸法	書体及び用途
実行委員会会長之印	正方形	24mm	古印体 会長名をもってする文書

## 第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会

## 苫小牧市実行委員会 令和4年度事業計画（案）

本市を会場として開催される「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会」に万全の体制をもって臨むため、北海道、苫小牧市、競技団体、関係機関等と緊密な連携のもとに、次の事業を行う。

## 事業計画（案）

区分	事業内容
総務委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総会に関する事</li> <li>2 各委員会の運営に関する事</li> <li>3 予算・決算に関する事</li> <li>4 大会役員及び競技会役員編成に関する事</li> <li>5 広報及びプレスセンター設置に関する事</li> <li>6 シンボルマーク及びポスター等に関する事</li> <li>7 他の委員会に属さない事項に関する事</li> </ol>
歓迎・接待委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 おもてなしに関する事</li> <li>2 案内所の設置に関する事</li> <li>3 歓迎に伴う市民活動に関する事</li> <li>4 市内歓迎装飾に関する事</li> </ol>
競技・式典委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営及び記録に関する事</li> <li>2 競技施設整備に関する事</li> <li>3 競技役員及び旅費基準に関する事</li> <li>4 式典に関する事</li> <li>5 表彰式に関する事</li> </ol>
宿泊・輸送・医療委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊及び配宿に関する事</li> <li>2 弁当に関する事</li> <li>3 輸送及び交通に関する事</li> <li>4 医事衛生に関する事</li> <li>5 駐車場及び除雪に関する事</li> <li>6 消防に関する事</li> </ol>

## 第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会

### テーマ・スローガン・シンボルマーク募集要項（案）

#### 1. 趣旨

第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会を親しみやすい国民スポーツ大会として、統一したイメージで全国に発信するため、この大会にふさわしいテーマ、スローガン、シンボルマークを市内高校から募集します。

#### 2. 募集作品

(1) 「テーマ」(愛称)

北海道苫小牧市らしい風土・文化などの特徴を盛り込み、親しみやすく呼びやすい愛称（※必ず「国スポ」の文字を入れてください。）

(2) 「スローガン」(合言葉)

スケート競技会・アイスホッケー競技会の趣旨や希望、想いを印象付ける合言葉

(3) 「シンボルマーク」

本大会の象徴となるシンボルマーク。デザインの中に必ず「国民体育大会マーク」か、マークの入る位置や大きさを示す○印を取り入れて作図してください。

【国民体育大会マーク】



【参考】

(公財) 日本スポーツ協会【国民体育大会関係標章】

デザインガイドラインを参照してください。

<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid159.html>

#### 2. 応募資格及び要件

(1) 作品は、自作で未発表のものに限ります。

(2) 作品は、1 高校、各種 1 点を応募してください。なお、用紙 1 枚に 1 作品でお願いします。

### 3. 応募方法

- (1) 必要事項を記入し、郵送又は電子メールで提出してください。  
必要事項：①学校名、団体名（個人の場合は氏名）、担当者名（ふりがな）、  
②電話番号 ③作品の簡単な説明（デザインの意図、配色の説明等）
- (2) 郵送の場合は、作品を折り曲げないように送付してください。
- (3) 電子メールの場合は、PDF または JPEG 形式で送付してください。
- (4) 郵送で送付された場合でも、パソコン等で作成した作品については電子データの提出をお願いすることがあります。

### 4. 締め切り

令和5年2月28日（火）必着

### 5. 報酬

図書券又は商品券（予算の範囲で参加学校数により算出）  
※なお、採用された際には、追加配分いたします。

### 6. 発表

北海道（苫小牧市）実行委員会ホームページで発表します。

### 7. その他

- ・ 決定した大会テーマ等は、大会ポスター・パンフレット、プログラム等の様々な制作物、印刷物に使用します。なお、使用にあたり作品を一部修正又は補正することがあります。
- ・ 応募作品に関する著作権、使用权その他一切の権利は、本実行委員会に帰属するものとします。また、応募作品は、返却しません。
- ・ 入選作品の著作権等に関する問題が発生した場合は、全て提出者の責任とします。
- ・ 応募に際して取得した個人情報については、選考・発表関わる事項以外には使用しません。なお、入選された方の学校名（個人の場合は氏名）及び住所（個人の場合は市町村名まで）については公表します。

### 8. 応募先・問い合わせ先

名 称：苫小牧市総合政策部国民スポーツ大会準備室  
住 所：〒053-8722  
北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号  
電 話：0144-84-7433  
メール：koku-sports@city.tomakomai.hokkaido.jp

## 【参考】大会概要

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会  
大会概要（予定）

- (1) 会場 苫小牧市
- (2) 会期 令和6年1月27日（土）～2月3日（土） 8日間
- (3) 式典 開始式（令和6年1月27日（土）、苫小牧市民会館）
- (4) 競技種目 スケート競技（スピード、ショートトラック、フィギュア）  
アイスホッケー競技
- (5) 大会参加者 47都道府県 約2,000名

過去の国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会

回数	2023年 特別国体	2021年 第76回
開催地	青森県	愛知県
テーマ	未来へつなぐ八戸国体	夢！きらリンク愛知国体
スローガン	銀盤に 君の軌跡よ 花ひらけ	氷上で 繋がる心 輝く未来
シンボルマーク		

回数	2019 第74回	2006年 第61回
開催地	北海道 釧路市	北海道 苫小牧市
テーマ	イランカラプテくしろさっぽろ国体	氷都とまこまい国体
スローガン	北国の 雪と氷に 刻む夢	精鋭よ、氷都に舞い 華と咲け！
シンボルマーク		

※ 依頼先（案）

- ①北海道苫小牧南高等学校、②苫小牧中央高等学校、③北海道苫小牧西高等学校、
- ④苫小牧高等商業学校、⑤北海道苫小牧東高等学校、⑥北海道苫小牧工業高等学校、
- ⑦北海道苫小牧総合経済高等学校、⑧駒澤大学附属苫小牧高等学校
- ⑨苫小牧工業高等専門学校

## 第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会

## 苫小牧市実行委員会 令和4年度予算(案)

収入総額 2,984,000 円

支出総額 2,984,000 円

差引金額 0 円

## 収入の部

科目	予算額	内容
市補助金	2,984,000	市実行委員会運営経費
合計	2,984,000	

## 支出の部

科目	予算額	内容
1 総務・広報	2,984,000	会計年度任用職員等賃金・共済費 1,108 千円 シンボルマーク等報酬 300 千円 視察等旅費 692 千円 総務需用費 300 千円 電話代等手数料 300 千円 コピー機使用料 284 千円
2 歓迎接待	0	
3 競技・式典	0	
4 宿泊・輸送・医療・衛生	0	
合計	2,984,000	